

奈良学園大学大学院学則

制 定 平成 30 年 4 月 1 日
最近改正 令和 5 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(大学院の目的)

第 1 条 奈良学園大学大学院（以下、「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、奈良学園大学の建学の精神と教育理念に則り、学部における一般的・専門的教養の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論とその応用を教授・研究し、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識と卓越した能力を培い、もって社会の発展及び文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第 2 条 本大学院における自己点検・評価については、奈良学園大学学則（以下「本学学則」という。）

第 2 条の規定を準用する。

(情報提供)

第 3 条 本大学院における情報の公開については、本学学則第 3 条の規定を準用する。

第 2 章 組織及び修業年限、学年、学期及び休業日

(組織)

第 4 条 本大学院に修士課程を置く。

(研究科、専攻及び学生定員)

第 5 条 本大学院に置く研究科、専攻及びその学生定員は次の通りとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
看護学研究科	看護学専攻	8 人	16 人
リハビリテーション学研究科	リハビリテーション学専攻	4 人	8 人

(教育研究上の目的)

第 6 条 本大学院の研究科、専攻における教育研究上の目的は次の通りとする。

(1) 看護学研究科看護学専攻

教育理念に基づき、在宅看護、育成看護、精神看護分野における専門性を深め、国内外で活躍することができる高度な看護実践者と看護の各分野における実践的教育の担い手及び研究者を育成することを目的とする。

(2) リハビリテーション学研究科リハビリテーション学専攻

本研究科では、多様化する保健・医療のニーズに対応できる科学的根拠に基づいた臨床実践力を養うとともに、地域・施設現場におけるリハビリテーション医療の複雑化、多様な障害像に主体的、多面的なアプローチとあわせ社会貢献に尽力する高度専門職業人を育成することを目的とする。

(修業年限)

第 7 条 本大学院の修業年限は、2 年とする。

(在学年数)

第 8 条 学生は、4 年を超えて在学することができない。ただし、第 9 条の規定する長期履修を選択した学生（以下「長期履修学生」という。）は、5 年を超えて在学することができない。

2 前項の規定に関わらず、第34条の規定により入学した学生は、就業すべき年数に2年を加えた年数を超えて在学することはできない。

3 前2項に規定する在学期間には、休学期間は算入しない。

(長期履修学生)

第9条 本大学院看護学研究科及びリハビリテーション学研究科においては、学生が職業を有している等の事情により、標準年限を超えて計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(学年)

第10条 本大学院の学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学年を、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は前期の終期及び後期の始期を変更することができる。

(休業日)

第12条 休業日は、次の通りとする。ただし、夏期、冬期及び春期休業の期間は、年度毎に定める学年暦によるものとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

大学創立記念日 11月1日

夏期休業

冬期休業

春期休業

2 前項の規定にかかわらず、学長は、臨時に休業日を変更し、もしくは臨時に休業日を設け、又は休業日に授業を設けることができる。

(授業期間)

第13条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週を下らないものとする。

第3章 教育課程及び教育方法

(教育課程)

第14条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び修士論文の作成等に関する指導により行うものとする。

2 授業科目及び単位数は、別表第1の通りとする。

3 授業科目の履修方法その他の必要な事項は別に定める。

(単位の計算方法)

第15条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成する事を標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算定するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第16条 各授業科目を履修し、その試験又は論文審査に合格した者には、学長は、認定の上、所定の単位を与える。

2 各授業科目について、所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとみなす。

(成績の評価)

第17条 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可、不可をもって表わし、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

2 前項の評価は、100点をもって満点とし、秀（90点以上）、優（80点以上90点未満）、良（70点以上80点未満）、可（60点以上70点未満）、不可（60点未満）とする。

(本大学院以外の大学院の科目的履修)

第18条 学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の科目を履修させることができる。

2 前項の規定により学生が修得した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で本大学院における科目的履修により修得したものとみなすことができる。

(本大学院以外の教育施設等における研究指導)

第19条 学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を、1年を超えない範囲で受けさせることができる。

2 前項の規定により受けた研究指導は、本大学院の修了要件となる研究指導として認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第20条 学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、本大学院の入学前に他の大学院において履修した科目について修得した単位を、本大学院において修得した科目について修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第19条第2項の規定により修得した単位と合せて10単位を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第21条 本大学院看護学研究科及びリハビリテーション学研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導等により教育を行うことができる。

第4章 課程の修了及び学位の授与

(課程の修了)

第22条 本大学院に2年以上在学し、所定の科目を30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、研究科委員会の議を経て、学長が修了を認定する。

2 前項に規定する修士論文の審査は、修士課程の目的に応じ適當と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもってこれに代えることができる。

(学位の授与)

第23条 学長は、前条による修了者に対し、修士の学位を授与する。

2 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

研究科	専攻	学位
看護学研究科	看護学専攻	修士（看護学）
リハビリテーション学研究科	リハビリテーション学専攻	修士（リハビリテーション学）

第5章 教職員組織

(教員)

第24条 本大学院の授業及び研究指導は、大学院設置基準に規定する資格を有する本学の教員が担当する。ただし、研究科委員会の議を経て、兼任教員に授業の担当を委嘱することができる。

(事務組織)

第25条 本大学院に関する事務は、学部の事務組織がこれにあたる。

(大学院委員会)

第26条 本大学院に、大学院の教育研究に関する事項を審議するため、大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は学長と研究科長、および研究科の担当教員の内から学長が指名した教員をもって構成する。

3 前項の規定に関わらず、学長は、他の職員を出席させることができる。

4 大学院委員会は次の事項を審議する。

(1) 大学院の学則の制定および改廃に関する事項

(2) 研究科委員会から上申された事項

(3) その他大学院に関する重要事項

5 大学院委員会の運営等に関する事項は別に定める。

(研究科長)

第27条 本大学院の看護学研究科とリハビリテーション学研究科にそれぞれ研究科長を置く。研究科長は研究科の学務を統督する。

2 研究科長は、研究科の担当教員のうちから学長が指名し、研究科委員会の委員長となる。

3 研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(研究科委員会)

第28条 看護学研究科に看護学研究科委員会、リハビリテーション学研究科にリハビリテーション学研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、研究科長、研究科で授業等を担当する教員をもって構成する。

3 前項の規定に関わらず、研究科長は、他の職員を出席させることができる。

4 研究科委員会は、次の事項を審議する。

(1) 大学院委員会から諮問された事項

(2) 学則等諸規定に関する事項

(3) 研究科の課程及び学生の教育に関する事項

(4) 研究の指導及び論文の審査に関する事項

(5) 単位認定、課程修了認定並びに学位授与に関する事項

(6) 賞罰に関する事項

(7) 研究科担当教員の任用及び昇任に関する事項

(8) 研究科担当教員の審査基準に関する事項

(9) 学生の厚生補導及びその身分に関する事項

(10) その他大学院に関する事項

- 5 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。ただし、研究科長に事故あるときは、研究科長があらかじめ指名した教授が議長となる。
- 6 その他研究科委員会に関する規則は、別に定める。

第6章 入学、退学、休学等

(入学の時期)

第29条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第30条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者
- 2 看護学研究科看護学専攻においては、看護師免許を取得している者

(入学志願)

第31条 本大学院に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

- 2 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類については、別に定める。

(入学者の選考)

第32条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学に関する手続き)

第33条 入学を許可された者は所定の期日までに指定する書類を提出するとともに、所定の納付金を納入しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学及び転入学)

第34条 学長は、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(退学)

第35条 退学しようとする者は、その理由を記載し、学長の許可を得なければならない。

(休学)

第36条 疾病その他やむを得ない理由により就学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

第37条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、1年に限り延長することができる。

- 2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

- 3 休学の期間は、第8条の在学年数には算入しない。

(復学)

第38条 休学期間満了のとき又は休学の期間中であってもその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第39条 次の各号にいずれかに該当する者は、研究科委員会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第8条に規定する在学年数を超えると認められる者
- (2) 休学期間を満了し、復学を願い出ない者
- (3) 死亡又は3ヶ月以上所在不明の者
- (4) 履修科目登録をせず、連絡のない者
- (5) 授業料の納付を怠り、督促に対しても納付しない者

(留学)

第40条 外国の大学院に留学することを志望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の留学期間は在学期間に含めることができる。

(再入学)

第41条 退学者及び第39条第4号又は第5号により除籍された者が、再入学を願い出た場合は、学長が学年の始めに限りそれを許可することがある。

第7章 授業料等納付金、入学金及び入学検定料

(授業料等の金額)

第42条 本大学院の授業料等納付金は、別表第2の通りとする。

2 入学金及び入学検定料は、別表第3の通りとする。

(授業料等納付金の納入方法及び時期)

第43条 授業料等納付金等の納入金は、年額の2分の1ずつを2期にわけて納入し、納入時期は別表第4の通りとする。

(退学等の場合の授業料等)

第44条 学生が退学し、もしくは除籍された場合にあっても、当該期の授業料等を納入しなければならない。ただし、第39条第4号及び第5号の理由により除籍された者は、この限りでない。

(休学及び復学の場合の授業料等)

第45条 休学した者については、休学した期間の授業料等を免除又は減額することができる。ただし、学期の中途において休学した者は、原則当該期の授業料等を納入しなければならない。

(その他の費用)

第46条 授業料等納付金、入学金のほか実験実習費その他の教育に必要な費用を納入させることがある。

2 前項に定める納入金の種類及び納入に必要な手続き等については、別に定める。

(授業料等納付金の不還付)

第47条 既納の授業料等納付金は、原則として返還しない。ただし、入学許可を得た者で、指定の期日までに入学の取消しを願い出た者については、入学金又はこれに相当する金額を除く学費を返還することがある。

(学費の延納等)

第48条 正当な事由により学費を延納又は分納しなければならなくなったときは、直ちにその旨届け出て許可を得なければならない。

第8章 賞罰

(表彰)

第49条 学業、操行ともに優秀な者又は特殊の善行があつて他の模範となる者に対しては、学長は研究科委員会の議を経て表彰することができる。

(懲戒)

第50条 本大学院の規則等に違反し又は本学の学生として本分に反する行為があつたときは、学長は研究科委員会の議を経て懲戒する。

- 2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当すると認められる学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくして出席が常でない者
 - (4) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第9章 雜則

(学則の改廃)

第51条 本学則の改廃は、評議会及び大学院委員会の承認を得て、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

看護学研究科看護学専攻

科目区分	授業科目の名称	単位数	
		必修	選択
基盤科目	国際医療特論	2	
	国際看護特論		2
	ヘルスプロモーション特論		2
	看護倫理特論	2	
	コンサルテーション論		2
	看護理論特論		2
	看護教育学特論		2
	看護管理学特論		2
	臨床薬理学		2
	病態生理学		2
専門科目	フィジカルアセスメント		2
	看護研究特論	2	
	在宅看護学特論 I (在宅看護学)		2
	在宅看護学特論 II (慢性期)		2
	在宅看護学特論 III (回復支援)		2
	在宅看護学特論 IV (地域包括支援)		2
	在宅看護学特論演習		2
	育成看護学特論 I (発達支援)		2
	育成看護学特論 II (次世代育成支援)		2
	育成看護学特論 III (リプロダクティブヘルス・ケア)		2
看護学 分野	育成看護学特論 IV (家族支援)		2
	育成看護学特論演習		2
	精神看護学特論 I (歴史・法制度)		2
	精神看護学特論 II (精神・身体状態の評価)		2
	精神看護学特論 III (精神科治療技法)		2
	精神看護学特論 IV (精神看護理論、援助技法)		2
	地域移行支援精神看護学特論		2
	急性期精神看護学特論		2
	精神看護学演習 I (精神科治療技法)		2
	精神看護学演習 II (精神看護理論、援助技法)		2
看護学 分野 (CNS)	精神看護学実習 アセスメント		2
	精神看護専門看護師役割実習		2
	直接ケア実習		4
	上級直接ケア実習		2
	特別研究		8
	課題研究		4

リハビリテーション学研究科リハビリテーション学専攻

科目区分	授業科目的名称	単位数	
		必修	選択
基盤科目	教育心理学特論		2
	リハビリテーション教育学特論		2
	医療管理特論		2
	研究方法特論	2	
	研究倫理特論	2	
	統計解析特論		2
	医療政策特論		2
	専門職間連携特論	2	
	リハビリテーション技術特論		1
	リハビリテーション研究特論		2
専門科目	運動機能障害リハビリテーション学特論		2
	内部機能障害リハビリテーション学特論		2
	高次脳機能・心理障害リハビリテーション学特論		2
	臨床支援特別演習		4
	地域リハビリテーション・ケア学特論		2
	疼痛ケア・リハビリテーション学特論		2
	高齢者リハビリテーション学特論		2
	生活支援特別演習		4
研究科目	リハビリテーション学特別研究	8	

別表第 2

授業料等納付金

区分	費目	授業料・教育充実費（年額）
看護学研究科		750,000 円
リハビリテーション学研究科		

※CNS を履修するコースを選択する場合は、2 年次において年額 100,000 円を追加する。

別表第 3

入学金及び入学検定料

区分	費目	入学金	入学検定料
本学卒業生		50,000 円	35,000 円
他大学等卒業生		200,000 円	35,000 円

別表第 4

授業料等納付金の納入方法及び時期

区分	納入期限
前期（4月1日から9月15日まで）	4月中
後期（9月16日から翌年3月31日まで）	10月中

奈良学園大学大学院委員会規程（案）

〔 制 定 令 和 5年 4月 1日
最近改正 〕

（大学院委員会の設置）

第1条 奈良学園大学大学院学則第26条（以下「学則」という。）の規定に基づき、奈良学園大学大学院委員会（以下「大学院委員会」という。）を置き、学則第26条第2項に規定する者をもって構成する。

（審議事項）

第2条 大学院委員会は、学則第26条第4項に規定する事項を審議する他、その含まれる事項について大学院及び学部等の各種委員会に審議を付託することができる。

（招集・運営）

第3条 大学院委員会は、学長がこれを招集し、その議長となる。

2 学長に支障あるときは、学長があらかじめ指名した研究科長が議長となる。

第4条 大学院委員会は、構成員の過半数の出席により成立する。

2 前項の規定にかかわらず、当該大学院委員会開催時において、休職中又は学外研究中の教員は、大学院委員会構成員には算入しない。

第5条 大学院委員会の議決は、特別の定めのある場合を除き、出席構成員の過半数による。

2 可否同数のときは、議長が決するものとする。

（構成員以外の出席）

第6条 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者を陪席させ、説明及び意見を聴くことができる。

（議事録）

第7条 大学院委員会の議事については、議事録を作成し、次回の大学院委員会で確認するものとする。

2 前項の議事録は、学長に報告するとともに原則公開とする。ただし、公開においては、個人情報保護に最大限の配慮をするものとする。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、大学院委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、大学院委員会の定めるところによる。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、構成員の3分の2以上の賛成によって大学院委員会が発議し、大学評議会においてこれを行う。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

奈良学園大学大学院研究科委員会規程（案）

〔 制 定 令和 5 年 4 月 1 日
最近改正 〕

（研究科委員会の設置）

第1条 奈良学園大学大学院学則第28条（以下「学則」という。）の規定に基づき、奈良学園大学大学院看護学研究科委員会及びリハビリテーション学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置き、学則第28条に規定する者をもって構成する。

（審議事項）

第2条 研究科委員会は、学則第28条第4項に規定する事項を審議する他、その含まれる事項について大学院及び学部等の各種委員会に審議を付託することができる。

（招集・運営）

第3条 研究科委員会は、研究科長がこれを招集し、その議長となる。

2 研究科長に支障あるときは、研究科長があらかじめ指名した教授が議長となる。

第4条 研究科委員会は、構成員の過半数の出席により成立する。

2 前項の規定にかかわらず、当該研究科委員会開催時において、休職中又は学外研究中の教員は、研究科委員会構成員には算入しない。

第5条 研究科委員会の議決は、特別の定めのある場合を除き、出席構成員の過半数による。

2 可否同数のときは、議長が決するものとする。

（構成員以外の出席）

第6条 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者を陪席させ、説明及び意見を聞くことができる。

（議事録）

第7条 研究科委員会の議事については、議事録を作成し、次回の研究科委員会で確認するものとする。

2 前項の議事録は、学長に報告するとともに原則公開とする。ただし、公開においては、個人情報保護に最大限の配慮をするものとする。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、研究科委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、研究科委員会の定めるところによる。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、構成員の3分の2以上の賛成によって研究科委員会が発議し、大学院委員会の審議を経て、大学評議会においてこれを行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。